

## ○湯前町企業版ふるさと納税実施要綱

(令和3年6月14日要綱第11号)

改正 令和4年4月1日要綱第7号 令和5年10月1日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、湯前町を応援しようとする法人等から寄附金を受け入れるにあたり、地域再生法施行規則（平成17年内閣府第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 湯前町の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申し出を行おうとする時は、湯前町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(寄附金の納付方法等)

第4条 寄附対象法人は、寄附金の納付方法について、前条の寄附金の申し出を行う際に、次のいずれかの方法を指定することができる。

- (1) 湯前町が発行する納付書による納付
  - (2) 町長が指定する口座への振込みによる納付
- 2 前項第1号に掲げる納付方法による場合の振込手数料は、湯前町が負担するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる納付方法による場合の振込手数料は、寄附対象法人が負担するものとする。

4 寄附対象法人が第1項第1号の納付方法を指定したときは、併せて納付書を送付するものとする。

(寄附金の受領等)

第5条 町長は、寄附金を受領する場合、事業費の確定前にあつては地域再生計画に記載した金額の目安の範囲内で、事業費の確定後にあつては事業費の範囲内の金額とする。

2 町長は、寄附金を受領したときは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により寄附対象法人に受領証（様式第2号）を交付するものとする。

(寄附金の確定)

第6条 町長は、前項の事業費が確定する前に寄附金を受領したときは、事業費が確定した後に、湯前町企業版ふるさと納税に係る事業費確定通知書（様式第3号）により寄附対象法人へ通知するものとする。

2 町長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受け入れを拒否し、または收受した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受け入れが公の秩序または善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(寄附金台帳の作成)

第7条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、湯前町企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）を作成するものとする。

(公表)

第8条 町長は、この要綱に基づく寄附を行った寄附対象法人の名称、寄附金の額等について、町のホームページへの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人の了承が得られないときは、この限りでない。

(適用除外等)

第9条 不動産、動産その他の現金以外の物件による寄附については、この要綱の規定を適用しない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月1日要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

[別紙参照]